

令和6年度 みやぎの施設園芸ネクストステージ事業 募集要領

募集期間：令和6年4月10日（水）から4月26日（金）まで

事業に関する要綱・要領、各種申請様式等は、下記ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/>

第1 事業の目的

本事業は高度環境制御機器等の園芸DXによる生産性向上等の優良事例を横展開し、施設園芸の高度化と農業生産額の増大を図るため、みやぎの施設園芸ネクストステージ事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、必要な施設及び機械等の整備又は取得に要する経費について、その一部を補助するものです。

第2 事業対象者

宮城県内に本店を有する農業法人を対象とします。

なお、補助金の交付を受けるためには、みやぎの施設園芸ネクストステージ事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を申請し、知事の認定を受ける必要があります。

第3 募集期間

令和6年4月10日（水）から4月26日（金）まで（各地方振興事務所必着）

第4 個別事業メニュー

1 園芸DXハウス整備型

・補助対象

園芸DX技術のうち、①を必須とし、かつ②～⑩のいずれか1つ以上の技術を有する施設等の整備又は取得

・補助率：事業対象経費の1/2以内

・補助上限額：2500万円

【必須要件】

事業対象となる事業投資額（総事業費）が概ね3000万円以上であること。

【選択要件】

以下のいずれかの項目を満たす計画を作成すること。

（1）年間売上額が補助額の50%以上（千円未満切り捨て）増加

（2）単位面積当たりの収量が10%以上向上

（3）本事業で整備する施設及び機械等が関連する工程の作業時間が20%以上削減

2 園芸DX機器整備型

・補助対象

園芸DX技術のうち、①～⑩のいずれか1つ以上の技術を有する機械等の取得

・補助率：事業対象経費の1/2以内

・補助上限額：1000万円

【必須要件】

事業対象となる事業投資額（総事業費）が概ね200万円以上であること。

【選択要件】

以下のいずれかの項目を満たす計画を作成すること。

（1）年間売上額が補助額の50%以上（千円未満切り捨て）増加

（2）単位面積当たりの収量が10%以上向上

（3）本事業で整備する機械等が関連する工程の作業時間が20%以上削減

【園芸DX技術】

- ①高度環境制御（遠隔操作可能なものに限る）
- ②ロボット防除
- ③ロボット収穫
- ④AGV（無人搬送車）
- ⑤スマート選果
- ⑥多点計測センサー
- ⑦培地重量センサー
- ⑧CO₂濃度施用
- ⑨日射比例灌水
- ⑩その他、園芸DXに資する技術

※いずれのメニューも翌年度への繰越しはできません

事業計画が令和7年2月末までに支払いまで完了する計画であること

第5 事業実施計画作成の注意点

本事業は、園芸DXによる生産性向上等の優良事例を横展開し、施設園芸の高度化と農業生産額の増大を目的としており、生産規模の拡大等にあたっては、十分な事業計画の策定が重要となります。

このため、事業実施を希望する事業者の方々には、早めに各地域を所管する県地方振興事務所農業振興部等へ相談いただくとともに、計画作成に向けた指導・助言を受けた上で計画を作成いただくようお願いします。

第6 申請方法

1 申請方法

本事業に基づく事業実施計画の認定を希望する農業法人は、事業実施計画を作成の上、本店等の所在地を所管する県地方振興事務所農業振興部に直接申請してください。

2 提出書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求められることがあります。

なお、提出書類等は返却いたしません。

3 提出部数

2部（正本1部、写し1部）

第7 事業計画の審査及び認定

1 事業審査

事業実施計画の募集終了後に、外部委員による事業審査会を開催します。事業審査会では、事業実施計画の妥当性や事業の成長性、事業の目標、生産販売計画や収支・資金計画の妥当性、経営体の財務状況等について審査を行い、認定する事業実施計画を決定します。

なお、事業審査会において、申請者は事業実施計画に基づき、15分間程度の説明をしていただきます。

2 予備審査

申請された事業実施計画について、事前に予備審査を行い、総合的な知見から事業審査会で審査する事業実施計画を決定する場合があります。

3 認定結果の通知

事業実施計画の認定結果については、後日、園芸推進課より申請者あて通知いたします。

なお、不採択の理由についての問い合わせには応じられません。

第8 補助事業の実施

1 補助金交付申請等

事業実施計画の認定を受けた農業法人は、みやぎの施設園芸ネクストステージ事業費補助金の交付を受けることができます。

交付申請及びその後の手続きについては、認定者に対して別途お知らせいたします。

2 公表

採択となった場合には、法人名、テーマ、事業内容、補助金対象額等の情報を公表します。

3 補助事業期間

当該補助金の性質上、県から事業実施主体への補助金の交付が令和6年度内に完了する必要があります。したがって、事業実施主体における事業期間は、交付決定日から令和7年2月末までを目安とします。

事業の着手（施設及び機械等の入札を含む。）は、原則として、補助金の交付決定後に行うこととなります。

ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を提出してください。

この場合、補助金の交付決定の通知までのあらゆる損失等については、自らが負担することになりますので御承知ください。

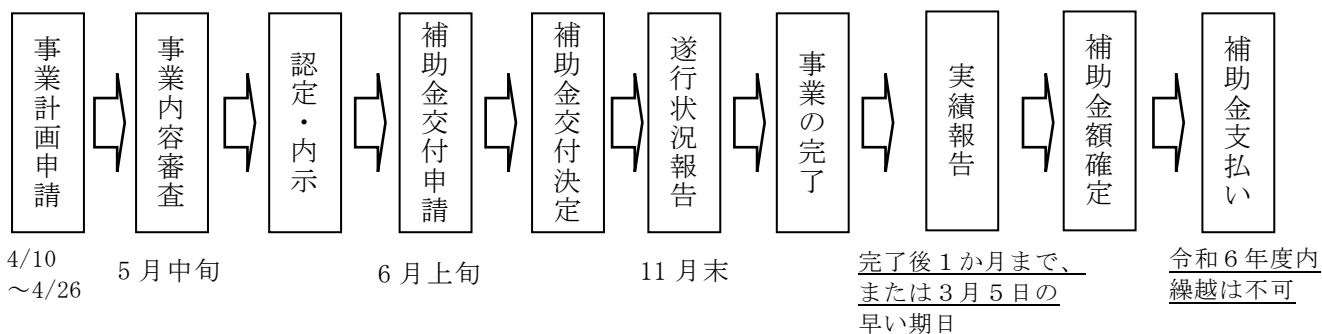
4 補助金の支払い

原則として補助金の支払いは、補助事業の終了後、補助金の額の確定をした後に精算払いとなります。

5 状況報告

事業実施後5年間、運営状況を報告いただきます。

第9 事業実施スケジュール（予定）



問い合わせ先：

大河原地方振興事務所農業振興部農業振興班
仙台地方振興事務所農業振興部農業振興班
北部地方振興事務所農業振興部農業振興班
東部地方振興事務所農業振興部農業振興班
気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班
園芸推進課先進的園芸推進班

TEL：0224-53-3289 FAX：0224-53-3138
TEL：022-275-9250 FAX：022-275-0296
TEL：0229-91-0717 FAX：0229-23-0910
TEL：0225-95-7809 FAX：0225-95-2999
TEL：0226-24-2534 FAX：0226-22-1606
TEL：022-211-2723 FAX：022-211-2849